

## 福井県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和7年10月14日（水）午後2時30分～
- 2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館4階 第1会議室
- 3 出席者  
委員：安達辰典、此下美千雄、田辺喜代春、中川邦宏、天谷菜海、茅田照代、  
田原大輔  
事務局：石本書記長、頼本書記長補佐、津田書記長補佐、瀬戸書記、中嶋書記、  
小竹原書記、清水書記
- 4 欠席者  
委員：橋本恵美、坂口奈美、三浦 麻
- 5 水産課長あいさつ（略）
- 6 議事録署名委員：田辺喜代春、茅田照代
- 7 議 事
  - (1) 協議事項
    - ・全国内水面漁場管理委員会連合会 令和7年度提案の結果および令和8年度提案項目  
について
  - (2) 報告事項
    - ・コクチバスの取扱いの制限に関する委員会指示の意見照会について
    - ・令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会 研修会について
  - (3) その他
    - ・議事録署名委員指名

此下会長：議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。福井県内水面漁場管理委員会運営規程第12条の規定によって、会長及び会長の指名する出席委員のうち2

名が署名することになっております。

本日の署名委員は、田辺委員と多田委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

## ・全国内水面漁場管理委員会連合会 令和7年度提案の結果および令和8年度提案項目について

此下会長：それでは、議事に入ります。

まずは協議事項である全国内水面漁場管理委員会連合会令和7年度提案の結果および令和8年度提案項目につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは説明に入らせていただきます。

今回使用する資料は、資料1と資料1-2、資料1-3と資料1-3の別紙、資料1-4と、事前に委員の皆さんに配布させていただいた提案項目の素案等が記載されています資料1-5と資料1-5別紙になります。説明の関係上、途中で資料を行ったり来たりしてしまうこともあるかと思いますが、適宜御覧ください。また説明の途中で足りない資料等ございましたら、不足分等お渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

では、令和7年度提案行動の結果及び令和8年度提案項目です。毎年協議している内容ですが、初めてこの議事に参加される委員の方もいらっしゃいますので、協議に入る前に、この提案項目とこれに基づいた提案行動の意義について、簡単に説明をします。

まずは資料1-5の1枚目、令和8年度提案項目案の前書きを御覧ください。

内水面漁場管理委員会は、漁業法に基づき、各都道府県に設置されている行政委員会です。河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を、様々な専門性を持つ委員の皆さんの知見から管理・処理する機構になっております。

この提案項目を提出する全国内水面漁場管理委員会連合会、以下、連合会と省略させていただきますが、連合会はその全国組織のような形です。

連合会は、東日本、西日本、中日本の3つのブロック協議会を構成しております。より特色の近い漁場を持つ各ブロックで提案項目の内容を基にした当面する諸問題と解決方法を協議、検討をしております。

なお、福井県におきましては中日本ブロック協議会に属しております。

連合会では、会員相互に連携して情報交換を行うことで、円滑な漁業調整を図るだけでなく、会員及び各ブロックで得た情報を基に、その現状、その年々に即した総合的な内水面の利用や環境保全の推進のために、全国的に実施すべき内容というものを提案項目に盛り込んで、毎年夏に関係省庁へ提出しております。

また、事前にこの提案項目本体である資料1-5を御確認いただいておりますので、お気づきになった委員の方もいらっしゃるかと思いますが、昨年度の令和7年度の提案書という部分と、今年度の令和8年度の提案素案という部分、場合によっては真ん中の令和6年度の提案について、全く変わらない提案もしくはほんの少ししか変わっていないような提案というのも多数あったかと思えます。

この提案というものは、先ほども申し上げましたが、全国的に共通の重要課題の解決に向けて連合会で行っているものです。状況が改善していないもの、十分な成果が得られないものについては、提案し続けることで、関係省庁においても実現に向けて対応を継続してほしいという意図があります。逆を言えば、提案を取り下げるといふこと、すなわち提案項目を削除するといふことは、基本的にはその項目に記載のある課題はおおむね解決されたとみなされるということなのです。

では、資料1を併せて御覧ください。表に令和7年度提案項目に係るスケジュールについて（昨年度から今年度への流れ）が載っております。

令和7年度の提案は、先ほど見ていただいた資料1-5でいうと一番左側の列の内容で、2ページ目以降、提案書の横には、令和6年度の提案が参考に載っております。横には、関係省庁からの回答も載っております。

令和8年度の提案に係るスケジュールが、資料1の裏に載っております。こちらが本日協議するものですので、後ほどまた詳しく説明させていただきます。

資料1の表を見ていただくと分かりますが、提案項目は、御覧のとおり、通常総会が令和6年5月31日に行われて、令和7年7月1日と、年度をまたいで約1年間、様々な機関で内容を精査されております。

昨年の10月16日、1年前のこの内水面漁場管理委員会において、令和6年度の提案行動の結果と翌年の提案項目の素案について検討しました。後に説明します漁協アンケートの昨年度の回答も併せて確認いたしました。

昨年の当委員会が出た意見を基に提案項目の素案を修正し、いわゆる福井県版の提案項目素案とその変更に対する意見を令和6年11月14日に開催した中日本ブロック協議会に提出いたしました。

中日本ブロック協議会では、ブロック内の各県から出された意見や提案項目案を基に意見を取りまとめます。連合会の幹事県で組織する内水面漁場管理対策検討会に中日本ブロック版の素案や意見というのを提出して、役員会、その後通常総会を経て、最終版令和7年度の提案項目を入れた提案書という形のものをつくりまして、令和7年7月1日に農林水産省や環境省、国交省、文部科学省等に対して提案行動を行いました。これまでの過程で、提案項目は追加や修正がなされているということなのです。

そこでまず、昨年の10月16日の内水面漁場管理委員会で説明した提案項目と、実際に令和7年7月の関係省庁へ提出した最終版の提案書についての相違点を説

明いたします。

相違点については、資料1-2と資料1-5です。提案項目の全文は資料1-5の左側の令和7年度提案になります。それを抜粋したのが資料1-2です。

では、それぞれの項目に移ります。

1-2の表に書いてある番号、2~4ページとか、5~6ページというのは、資料1-5のける該当ページを示しています。

まず、全体を通しての変更です。

提案書は、Ⅰの外来魚対策からⅦの内水面漁場管理委員会制度の7つの大項目で構成されています。それぞれの項目に小項目が複数あります。その小項目の中で、全国的に見て一番重要である項目には「重要」と提案書に記載することでメリハリをつけています。この設定につきましても、全県を対象としたアンケートをもとに決定しました。

では、それぞれの項目に移りたいと思います。

資料1-2の裏、大項目Ⅰ、外来魚対策という部分になります。

括弧書きは小項目の番号です。外来魚対策の下に1番、2番、3番とある小項目を指しております。

小項目1につきましては、主に下線が引いてある後段部分全てが追加となりました。

ブラックバス等の外来魚だけでなく、新たに生息が確認された種で今後拡大の可能性のあるものや、条件付特定外来生物や産業管理外来種に対しても駆除や理解が深められるようにしております。

続いて、小項目2に移ります。

密放流に対する法の担保ということを目的に、普及啓発や防止措置を強く推進するだけでなく、そのための予算措置を確保するように、下線の付いた後段部分に、具体例を追加しつつ、記載を少し膨らませるような形になりました。

小項目3につきましては、かなり軽微な変更になりますが、外来魚と記載のつ分を外来生物等という記載にしております。小項目1でもお伝えした拡大の可能性のある様々な生物を含む提案にしております。

続きまして、大項目Ⅱ、鳥類による食害対策になります。

小項目1は、昨年の当内水面漁場管理委員会で修正について協議しまして、その結果を踏まえ、前会長と事務局のほうで案を再度作成、提出しました。

先ほどの会長からの御挨拶にもありましたが、被害を与えるカワウの個体数を半減させるという目標が達成できないままであった状況から、期限だけを延ばすのではなく、目標を達成させるために、達成できなかった理由や課題を新しい考え方に取り入れて、実効性のあるものにするよう求めました。そのため、提案文自体を大分修正しました。

大項目Ⅲの魚病対策に移ります。

小項目2について、こちらも昨年度当委員会で修正について協議し、前会長と事務局のほうで案を再度作成、提出した部分になります。

コイの取扱いの制限解除に向けて、今何が足りないのか、20年経過して解除はあと少しなのかまだまだ先なのか、そういったものをより強く要望する形にしております。

本県の提案項目案が、こちらにつきましてもおおむね全国の提案項目として採用されました。

続いて、小項目3につきましては、提案内容を正確にお伝えするために補足するような形で単語を追加しています。

続きまして、大項目Ⅳ、河川湖沼環境の保全及び啓発についてです。

こちらにつきましては、まず小項目1について、大規模災害に対する支援策というものを、いわゆる起きる前から検討してもらうように追加をしております。

また、小項目3につきましては、提案項目の段落の入替えを行っております。これは、伝えやすくするために入れ替えたと聞いております。

さらに、河川にとって濁水の影響が一番多い時期に理由を追記し、時期を絞った実効性のある対策を求めています。

小項目4に移ります。

こちらにつきましても、全国的に現在問題となっている種を追加し、全体的な対策ではなくて、確実に問題となっている種ごとに関係機関が連携して対策を講じてほしいということ伝える提案に変更しております。

最後、小項目7につきましては、天然アユの資源量というものが、河川だけでなく海域でも影響を大きく受けることから、地球温暖化による海水温の影響が無視できないと考えまして、生息海域を包括した資源量の解析を行うよう要望いたしました。

また、全文を載せているわけではありませんが、軽微な修正ということで3つほど書かせていただいております。

提案を分かりやすくするために、大項目Ⅱの「サギ類」というような記載にしたところや、大項目Ⅳの中の5番目、「本来生息しない生物」を「本来生息しない動植物」に修正、同じく大項目Ⅳの6番目、「大きな漁業被害につながることから」という理由を記載しました。

以上が、令和6年11月14日、1年前の委員会で協議した際の提案項目の内容と異なる部分です。

この提案項目が完成されて、関係省庁からは、資料1-5の中央に記載のような回答がありました。「回答状況等」と記載され、回答した省庁が農水省、国交省、環境省と書いてあります。

見ていただくと分かりますように、進捗があったものもあれば、自分たちが求めているような回答が得られなかったもの、進捗が見られなかったものというものも多くあります。そこを反映して、令和8年度の提案項目案の協議をします。

令和8年度の項目に係るスケジュールは、資料1の裏に載っております。

令和8年度提案項目に係るスケジュールについて（今年度から来年度への流れ）という部分です。

こちら先ほど説明したと同じように、最初が令和7年5月30日の全国内水面漁場管理委員会連合会の通常総会になります。

事前にご確認頂いた提案内容の案は、8月29日の第1回漁場管理対策検討会にて作成したもので、本日の委員会で協議いただいた後に、11月4日に開催されます中日本ブロック協議会、第2回漁場管理対策検討会、役員会、通常総会を経て、令和8年の7月に行う提案行動の基となる題材になります。

そのため、今年度のそれぞれの漁場の正確な状況を把握するために、漁協アンケートというものを実施しております。これは、毎年同じ項目を全国でアンケートにすることで比較検討を行うこともでき、大変有用な材料となっております。そこで、令和8年度の提案項目案を協議する前に、アンケートの内容の結果も共有させていただきます。資料は1-3を御覧ください。

資料1-3は、アンケートについて簡単にまとめたもので、アンケート本体は別紙になります。アンケートは全漁協の回答を集約して書きます。提案行動の基となるような内容で構成されています。

アンケートの内容は、外来生物、鳥類による被害、魚病、漁場環境の保全及び啓発、ウナギの資源回復という内容で構成されており、作成に当たりましては、県内の漁協だけでなく、内水面総合センターや自然環境課等にもアンケートを行っております。

特に、外来生物と鳥類の被害件数については、その動向を委員会としても御説明すべきと考えまして、昨年よりこのアンケートから取り出して表のようにまとめさせていただいております。表の数字自体は、漁業権の件数、括弧は漁協の数になります。漁協によっては、1漁業権を最大3漁協で共有しているもの、逆に1漁協が最大3つの漁業権を持つ特性から、数が多いから被害が大きいと言い切るわけではありませんが、参考として動向を確認するために御覧ください。

アンケートの結果として注意すべき点としては、初漁協、初確認になった漁協になります。

表の下に書いてありますが、オオクチバスは足羽川漁協で、ブルーギルは勝山市漁協、日野川漁協、その他の増加ということで勝山市漁協のニジマスが初めて報告がされました。

被害の程度には大小ありますので、全漁協で同規模の被害があるわけではあり

ませんが、少なくとも漁協として生息を確認したということで、今後は釣果、尾数や場所を注視する必要があります。

また、カワウ及びサギに関して、県内のほとんどの漁業権漁場で被害が確認されたことから、かつては一部の漁協に限定された問題と考えられておりましたが、県として一丸になって、取り組むべき課題であることがこの数字だけでも明確になってきました。

また、河野川漁協では、近年、アユの遡上がよい状態が続いているというような御報告もありましたが、その分、サギが定着してしまったのではないかというようなコメントがありました。

カモについては、湖の漁協、特に久々子湖での被害が報告されています。

鳥類については、先ほど申し上げたサギの増加が河野川漁協、カワウの増加が北潟漁協ということで、北潟漁協は2漁業権持っておりますので、漁協数としては1の増加ですけど、漁業権の件数では2の増加をさせていただいております。

別紙に移ってください。

この提案項目に係るアンケート調査の詳細な内容を1個ずつ御説明することは、時間の都合上省略させていただきますが、昨年度の回答と変更があった部分と、皆さんに特にご確認頂きたい部分について抜粋して説明させていただきます。

まず、2ページ目の③です。外来魚の再放流の禁止についてというところになります。

昨年の9月から委員会指示が発令されて、4月から施行になりました。そのため初記載になります。効果は、本県ではコクチバスを増やさせないという姿勢を示すという普及啓発はできましたが、7月の意見交換会にもあったように、指示の周知徹底や監視活動の主体についてはまだ課題があると感じております。

また、④R6年6月以降の新しい取組ということで、こちらは、奥越漁協になります。国交省とイベントの開催というのとコクチバス料理の無償提供、2つ目に内水面漁場管理委員会としては、天谷委員に中心となっていたいただいたレシピ開発とその紹介を記載させていただいております。

3ページ目に移ってください。冷水病、エドワジエラ・イクタルリ病、異形細胞性鰓病、KHV、近年の発生というものは令和4年から6年にかけて福井県ではありませんでした。

また、②のKHVに対する対策に関しては、同一水系内で継続したコイの増殖の取組を行っているということ。ただ、十分な量は確保できないということが課題であることや、食用コイ以外の規制の緩和は継続して要望していきたいということを記載しました。

続いて、4ページ目のカワウの食害対策です。

表で生息数というふうにあります。こちらは自然環境課で把握しています。

生息数も、4、5、6年見ていただくと分かるようにじわじわと増えており、飛来数もここにはありませんが、令和3年以降で推定1,000羽を超えて推移していると予測されています。

また、③の表に駆除数を記載していますが、狩猟だけでなく、有害捕獲がかなり効果的ではないかということで、令和4年と5年は突出して駆除数が多かったですけれども、その有害捕獲も、いわゆる許可捕獲とよばれ、狩猟の時期でなくても許可を得て捕獲するというものですが、そちらでも限界が出てきており、銃器による駆除ができる捕獲事業者の育成と確保というのが本県では急務になっているということです。

漁協からもカワウ対策は、しないよりはしたほうがいいよねというような回答が多くありました。

6ページ目の漁場環境の保全及び啓発ということで、当てはまる事例に丸をつけており、ほとんどが本県の内水面漁協で困っているような状況なので、当てはまる事例に変化はありませんでした。湖ではアオコの異常発生、河川では渇水・猛暑による水温上昇が多く挙がりましたので、自由記載に追記しています。

また、直接の因果関係は分かりませんが、高速道路工事、中部縦貫自動車道にありますが、工事による水質や水辺環境の変化が放流アユの定着を阻害しているのではないかというような意見もありました。

次に、③河川工作物等の問題についても当てはまる事例に変化はありませんでしたが、機能不全になった工作物が修復できていないことですか、工事のブロックの流出、大雨でたまった土砂が下流に流れ込み、浮石がなくなったというような声がありました。また、維持水量といって河川法で定められている基準の見直しなんかもそろそろしていいのではというような声がありましたので、記載させていただきます。

7ページ目が、ウナギの資源回復についてという項目になります。

漁業権漁種に設定している漁協におきましては、漁期の縮小や夜釣りの禁止等で漁業者と遊漁者ともに漁獲努力量を制限し、石倉かごで生息場所や餌を確保していくことで、少しでも資源管理につながる取組を行っております。特に、現場での下りウナギの判断が難しいという意見がありました。

漁協のアンケートの内容については以上になります。

では、令和8年度の提案項目の協議に移りたいと思いますので、資料は1-4と1-5を御覧ください。

まず、黒丸になっている部分は、今後集計等行って記入します。

また、提案の中で下線がついている部分は、令和7年度の提案と異なる、いわゆる連合会の事務局側で修正している部分になります。

先ほどスケジュールの説明の際にも少しお話ししましたが、中日本ブロックに

提出する福井県の意見を協議する上での留意点を説明します。資料1-4です。要望の内容は前年度の回答を踏まえて精査するとともに、重点課題というものを選択するという。重点課題は、既に連合会の事務局のほうで選定しておりますので、その重点課題を引き続き掲げること。

次に、個別の議案は盛り込まないこと。限定した地域で生じている事案ではなくて、広域的な影響がある、全国で見ても同じような事象が起きているというような、いわゆる普遍性がある事案を提案すること。

また、1と重複しますが、提案した結果に対する評価を行うということで、成果が得られたものについては削除し、一定の成果が得られたもの、まだ課題が残っている場合は、その点を具体的に記述しその提案を修正し再提案を行うこととなっております。

令和7年度第1回の漁場管理対策検討会における意見ということで、幹事県のほうからこういったことに気をつけて提案をつくるべきではないかという事前のアドバイスもあります。

これらを踏まえて、1-5にある提案書については、一つずつ説明するには時間がないので、1-5の別紙のように修正をしたらどうかというのが、事務局で事前につくった案になります。逆に、1-5の別紙に記載されていない項目については、特段の修正は不要と事務局で考えております。

修正が3項目、削除が1項目の計4項目について、資料1-5の別紙に載せております。番号順に説明します。

まず、鳥類の食害対策について、大項目Ⅱ-1です。

こちらにつきましては、修正というよりも、会長の冒頭の御挨拶にもありましたが、内容を意見欄の修正案のように書き換えてはどうかというものです。

理由は、令和7年度第1回の漁場管理対策検討会における意見において、農水省からの回答の中で、今までの目標の捉え方を更新して、「令和6年度からのカワウ被害対策の考え方について」に考え方自体を更新しましたと記載がありましたので、こちらからする提案も更新すべきと考えました。

また、提案文がどんどん長くなっていましたので、一番伝えたいところである、「目標を確実に達成させるために、都道府県をまたいで広域的な対策を国の責任においてしていただきたい」という内容について、銃器使用の制限緩和や捕獲事業者の確保、十分な予算の確保を盛り込んで、少しコンパクトに内容もまとめました。なお、去年もカワウの対策については、中日本ブロック協議会へ福井県から項目修正の提案をしています。

次、大項目Ⅲの魚病対策の2つ目、KHVのところです。

この項目も去年、福井県から項目修正の提案をしましたが、今年度の関係省庁からの回答では、コイの制限解除に至らない理由が明確にされていなかったため、

引き続きの要望にしつつ、コイは漁業、養殖、遊漁対象種でも重要で、食文化でも重要な魚種であることかなら、制限を継続し続ける以上、振興に対する対策も国が何か考えがあるのか、国が主導になって振興も行ってほしいと考えて、提案自体を修正しています。

続きまして、同じく漁病対策の小項目3になります。

市場の小さい業種に対する医薬品の開発ということで、解決には至っておりませんが、第1回の漁場管理対策検討会における意見を踏まえて、内水面漁場管理委員会連合会から優先して要望する項目ではないと判断し、項目からは削除するという形で意見を伝えています。

当連合会からの提案は多数ございますので、埋もれてしまわないように、適切な機関である試験場長会から提案をしていただく形に移行する、提案を移すということになります。

最後に裏、大項目IV、河川湖沼環境の保全及び啓発についてです。

これは、本日御欠席の三浦委員から事前に御提出いただいた意見になります。

「近年の気候変動で」という内容について、一口に言っても抽象的であることや、たくさんの事象が含まれてしまうため、修正案のように、「気温上昇」や「大雨の頻度の増加」といった「気候変動の影響で」という、提案内容をより分かりやすくするために修正したらどうかというような御意見がございました。

また、提案項目そのものの追加もこのタイミングで行いますが、項目としては十分網羅できていると考え、追加の要望は現時点では考えておりません。

残りの提案につきましては、先ほども御説明いたしました、全国内水面漁場管理委員会連合会から示された素案のままで問題ないかと考えております。

ちょっと説明が長くなってしまいましたが、提案項目の事務局案、それに対する御意見や追加、修正すべき項目について、アンケートに関することについて、御協議のほうをよろしく申し上げます。

此下会長：ただいま事務局から説明がありました、これについての御意見や御質問ありますでしょうか。

田原委員：漁協さんにアンケートを取ったということですが、関係機関も含めて、全体のアンケートを出した数はどれぐらいですか。

事務局：出した数は全漁協です。一番北は北潟漁協からお願いしています。数え方については、例えばオオクチバスだったら、9漁業権の6漁協からオオクチバスの被害があったよというような回答があるので、同じ質問を全部の漁協にして、被害があった数を書いています。

田原委員：そうすると、3つは漁協以外のところから返答が来てということですね。例えばオオクチバスの令和6年のところでいくと。

事務局：漁協以外からの回答はないです。

安達委員：漁業権と漁協の関係。1漁協で漁業権を複数持っているからだろう。

事務局：その通りです。例えば北潟漁協だと2つ漁業権を持っていて、若狭河川漁協だと3つ漁業権持っている。逆に、中部や勝山、大野市漁協は3漁協あるけど漁業権は1つなので、そこで数は少なく見えてしまっています。その差です。でも、全漁協に回答していて、ここの部分に関しては漁協しか回答しない部分です。

田原委員：分母はどれぐらいで、例えば50のうちの9なのか、20のうちの9なのかによって多分この数って意味が違ってくるので、その出した数というか。

事務局：分母ですね。漁業権の数でいうと分母は17です。漁協の数は16です。

田原委員：17、分かりました。ちょっとそれも書いておいていただくと、全体のうちのどれぐらいというのが見えてくるので、お願いします。

事務局：すみません。申し訳ないです。

此下会長：田原先生、よろしいでしょうか。

田原委員：はい、以上です。ありがとうございます。

此下会長：それでは、ほかの方、何か御意見、御質問ありましたら。

安達委員：一つ教えてください。

コイヘルペスの関係のことで、令和7年の農水省の回答の中に、水産技術研究所が未感染のコイを用いて暴露試験をやっているというふうに書いてありますが、これの結果というのは何か御存じですか。

事務局：うちの県がそもそも入ってない研究会なので、答えの共有をされてはいないです。ただ、入りたかったら入ってもいいじゃないですかと農水省に言われています。そんなレベルで入っていいものなのかなというので…。

安達委員：そういう問題じゃなくて、そんな秘密にすることなのかという話。

事務局：すみません。私がかまく伝えられなかったところもあるので。

安達委員：要は、今までもこれだけ発生件数も減っていて、発生地域は増えているから、もう何をやっても感染しないという話になれば、そもそものコイヘルペス対策が要らなくなるというのがあって。そういうため試験かなと思っています。この結果がかなり例えば未感染のコイを使って川に今までに発生しているところに放流したって全然うつらないという話なら、もう大丈夫じゃないのという気がしたので、どういうふうにごくまで進んでいるかなという。対策というよりも、実情分かったらいいなと思っただけで。

事務局：コイ放流試験技術連絡協議会は、埼玉、長野、福岡、大分、鹿児島と栃木が入っています。

安達委員：誰か知り合いはいないの。

事務局：今おっしゃられたように、KHVフリー魚を既発生水域に放流という試験を行っています。逆を言えば、既発生水域から既発生水域への放流試験は行っていません。やっぱり、未発生水域がまだ全国的にも残っているし、福井県でも未発生

水域がやっぱり残っているから、なかなか首を縦には振ってくれないというところがあります。

安達委員：いずれ、これを基にして今後どうするかというのを出す話だと思うので、逆に言えば、秘密にしてもいいけど早く決めろよと。そういう意味では、ここのうちの案のほうで国が何も答えてないから、ちゃんと具体的に言えよというふうにつながる一つの例として、こういう試験の結果がどうなっているのというものも踏まえて回答してほしいというような意味合いで提案すると思います。

事務局：あの試験自体は、放流のタイミング、水温とか放流を実施する際の適切な条件を検討していると聞いています。

安達委員：放流しても良いという方法を考えていると思うけど。今だって発生水域の中で出てきたコイを発生水域で放流するのはどうでもいいわけで、それを今、未感染のコイを既発生水域に出すということは、逆に言えばやっぱり実験できないから逆をやっていると思う。感染するかしないというところを調べて、それ大丈夫だったら、逆もオーケーという気がしているけど、ちょっと違うかな。

いずれにしても、いつまでやるのかというところに対しての方向性は全然見えてこないの、そのための試験だろうなというふうには思っていますけど。

事務局：去年もその基準を言ってほしい、どこまで試験や解除に向けた話し合いが進んでいるのか教えてほしいという質問を、田辺委員のほうからも大分アドバイスいただいて提出しましたが、ちょっと自分たちの想定した回答とは異なっていたので、言い方を工夫しないといけないと思い、今回このような回答にしました。

此下会長：ほかに質問とか御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

冨田委員：資料1-3の別紙のアンケート調査の結果の中で、漁場環境の保全および啓発についての項目、IV番の回答の中で、「高速道路工事による水質・水辺環境の変化に伴う放流アユの定着阻害」という御意見が自由記載でありましたが、中部縦貫に関しての御意見ですか。ちょっと場所が何か、かなり上流なのにと感じたのですが。下流のほうからでしょうか？

事務局：内水面漁場を取り巻く環境についてという質問をしているので、書いてくださったのかなと思います。

冨田委員：具体的に、例えば、実際に濁水が出てちょっとアユに影響があったとか…。

事務局：そういうものではありません。ただ、工事が始まってから、放流したアユが全然定着しないという相談がありました。説明にもありましたが因果関係が不明であることと濁水があるとか、そういうもちろん一時的に濁水はあるかもしれないけど、永遠にずっと続いているものでもないの…。

冨田委員：そんな感触がありますよという感じでしょうか。

事務局：はい。そういう御意見が1個あるという感じですね。

冨田委員：分かりました。

天谷委員：今と同じように資料1－3ですが、①で外来生物による被害報告とあります。

福井県にオオクチバス9とかコクチバス4と書いてありますが、被害というところはどういうものですか。

事務局：被害というのが、いわゆる定量的に何かをはかっているものではないので、オオクチバス等、そういった外来魚を遊漁者や漁業者が捕まえた、いるということで被害カウントをしています。だから、目の前で放流したアユが食べられているとか、そういう漁協さんもいれば、今まで全然取れなかったものが取れたからきっと影響があるだろうと思って被害に丸をつけている。その基準はないです。

天谷委員：見ないといけないのは、釣れたというよりは、その場所の生態系がどういふふうに変わっているかということではないかと思います。

そうすると、一時だけで判断できないので、もうちょっと長い目で見て、その河川がどうなって、釣れたとか釣れてないとか、取れたとか取れてないという以前よりも、その中の生態系が、恐らくブラックバスなんかによって徐々に変わってきているというのは、ここに書いてある魚だけを見ていたら多分分からないと思います。なので、もうちょっと調査というか、見方を変えたほうがいいのではと思います。結果的には漁獲高とつながってくるとは思います。何かそういう見方というのも大事じゃないかなと思いますけれども。

事務局：来年度にアンケートする際に、実際の被害の内容についても報告いただく。具体的に挙げてもらいますか。例えば放流アユが明らかに目の前で食べられたとか。でも、そんなところにわざわざアユを放流するかという思いもあります。

天谷委員：環境がどんなふうに変わってきているか。もちろん外来種だけのせいではないと思いますが。

事務局：例えばアユが減ったとか、ウグイが全然取れなくなったとか、そういう情報ですか。

天谷委員：どういうふうに変わってきているかというのをやっぱり分かっているのと分かってないのでは対策が違ってくると思います。ただ、取れたとか取れてないとかっていつても分からないような気がします。

安達委員：難しいね。

漁協側から言うと、まず漁獲統計というのが正確にないですよ、内水面は。遊漁者の感覚であったり、漁業者の感覚であったりということで、数字で示すことがなかなか難しい。数字が取れているのは、県の試験研究機関の調査記録。じゃ、それ全県にわたってやっているかということ、三方湖とかごく限られたところで継続的にやっているだけ。

あと環境政策課。環境部局でどの程度のデータを持っているかもあるが、その場合も定性的なデータが多くて、定量的にどう変わっていったかというのは多分出てこないと思う。

だから、あえて言うと、漁業権魚種、アユなんかはみんな注目しているけど、多分生態系までいうと雑魚、そのほかの魚がどうなったかというのが分からない。やっぱり組合の理事に聞けば雑魚が減っているとは言うが、何がなくなったとか、何が増えたとか、そんな具体的には分からない。減ったというだけ。

だから、極端なことを言うと、内水面センターは非常に大変だけど、何年毎に、限定してもいいです、場所を決めておいて、河川の生息状況調査を行って、そこで魚種別にどういうのが取れたとか、時期でどうだということを調査していけば少しずつデータが集まるかなと思う。それを基にすれば、これだけおかしくなっているのって言えるかなと思います。

ただ、大変過ぎるので、今、ブラックバスについては三方湖ですべて調査はやっていると思うし、コクチバスもダム湖ですべてやっているの、それを代表にして物を言うしかないかなと。

今、三方のほうはどうですか。オオクチバスの影響というのは。

田辺委員：オオクチバスは、感覚ですけど減っています。

ただ、うちの場合は、はず川に何匹か大きいのが見えるわけですよ。ただ、それをどのようにして駆除していいか分からない。ルアーではもう全然食いつかない。ただ、餌つけるとほかのものがかかるから、餌釣りはできないという状態で、遊ばしている状態。恐らくそれが産卵でもし出したら大変なことになるかなと思っています。実際に大きいのが見えますからね、上から。ただ、網を入れるわけにもいかないし。

ただ、三方湖の中ではほとんどもう釣れていないです。理由はいろいろあると思いますが、塩分濃度が非常に高くなっていること。ブラックバスがそれにどれだけ対応できるのか僕らには分かりませんが、そういう関係があつて川に逃げ込んでいるのかと思っています。本湖では、最近、ルアーでかかったという話を聞いたことがないです。私は、毎日2回ずつ三方湖の周り、遊漁券の販売も兼ねて見回りしていますが、実際にブラックバス釣りをやっていますという方、何名かおられます。その方からは遊漁料はもらっていませんが、「最近どうですか」と伺うと「いや、いない。釣れないですね」という回答しかありません。

袋網を入れても、現在ではブラックバスはかからないです。実際、漁協では6か所に袋網を入れていますが、ほとんどがアカミミガメとライギョが占めている、現状です。

事務局：アンケートは全国一律なので、書き方を変えてしまうと今までの基準とも変わってきてしまいます。ただ、もう少し皆さんから具体的に被害の内容や、その魚種というよりは、逆に周りの環境にどんな変化があつたかがわかるように、コメントを少し追加してもらったり、集計の仕方を考えて、また違う形で皆さんにお示しできたらと思います。

天谷委員：ありがとうございます。

此下会長：そのほか何か御意見、御質問ありますでしょうか。

ないようですので、いろんな御意見いただきましたが、事務局の素案で、これらを中日本ブロック協議会へ提出してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

此下会長：ありがとうございます。以上で協議事項を終わります。

#### ・コクチバスの取扱いの制限に関する委員会指示の意見照会について

此下会長：それでは続きまして、報告事項に移ります。

1つ目の報告事項であるコクチバスの取扱いの制限に関する委員会指示の意見照会につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料は、資料2を御覧ください。

意見照会と書かれている通知の内容です。組合長は覚えているかなと思いますけれども、7月に奥越漁協と内水面漁場管理委員会と、あと関係団体と、意見交換会と現地視察を行いました。意見交換会に参加いただいた漁協から、継続発令、いわゆるコクチバスの委員会指示の継続発令についての特段の異議というのはなかったのですが、参加いただかなかった漁協も半分以上いらっしゃいますので、その意向を確認するという、また委員会指示の周知方法についても、意見があったらと思ひまして、照会をさせていただいているところです。

意見交換会に御参加できなかった委員の方もいらっしゃるもので、当日出た意見を簡単にお伝えします。漁協からは指示の周知には協力するが、守ろうと指導するのは委員会ではないかといった御意見や、完全に指示を守るとなると遊漁者は激減してしまうし、代替の魚種というのが今のところは考えられないというような意見がありました。

また、先ほど漁協アンケートにもありましたが、九頭竜湖の下流域でもコクチバスが取れるようになったという御意見で、下流域こそしっかり駆除する価値があるという意見もありました。また、指示発令で下流域がコクチバスやその駆除に対する意識づけがかなり浸透してきて、漁協単独での駆除に意欲的になってくださって、会議後に御相談をしてくれている漁協さんもございました。

また、市役所からは、委員会指示発令後の苦情ですとか、コクチバスの持込みの実績はないと報告がありました。

委員からは、指示がどこまで守られているのか、指示を知っているけど守られていないのかどっちだろうというような御意見ですとか、バス釣りの人たちはどちらかという自分の漁場を守りたい意識があるから再放流はしてしまうだろうから、ほかの釣り人に駆除をしてもらうしかないという意見がありました。

委員会で開発したレシピはかなり好評いただいております、さきほどの国交省のイベントもそうですが、様々なイベントで活用していただきたいという意見もありました。大学生からも研究のためにレシピを共有してほしいと相談がありました。特にそういった教育面での活用がありかなという事で、今後、親子イベント等での活用が有効ではないかという事で、食べる事自体は新しいアプローチという印象を受けました。ただ、九頭竜湖に釣りに来ている方がかなり裕福な方が多くて、食料としてコクチバスを持って帰ってくれるのか、ちょっと想像できないなというようなこともありました。

また、意見照会は、10月1日付で全漁協に配付させていただいていますが、当日、奥越漁協さんには個別に意見を伺ってきました。奥越漁協からは、委員会指示は、意見交換会で話したように継続発令は賛成だし、むしろすぐに撤回するのではなくて、しっかり検証してほしいという事と、指示の継続期間も単年度じゃなく、どうせ出すなら複数年度でも良いのではという御意見もありました。

委員会指示の効果の指標ということで、例えば指示発令後の駆除の釣り大会数や、そのとき釣れた外来魚の数を指標にしてはどうかというような話も出ました。指示開始前の九頭竜湖におけるコクチバスの生息量をそもそも把握していませんので、この指示の前後でそういった駆除釣り大会を下流域も含めて実施して、これだけ釣れたということも一つの指標として使っていけるのではということです。

ただ、委員会指示の周知方法については、委員会指示の周知は委員会が行うべきという考えは勿論ありますが、漁協さんは、多分、奥越さんだけではなく皆さんあると思いますが、管内の遊漁者には指示を伝える必要はあるのではないかと。今、フィッシュパスを活用していますが、他に良い方法を検討する必要があるお感じました。委員会指示は特性上、永遠に出し続けるものでもありませんので、全漁協が遊漁規則や行使規則に書いてくれるとか、部分的な解除も意識しながら、委員会指示の効果の検証を行って、いわゆる次のステップへの基準の設定みたいなのも、今後は委員会指示を継続しつつ議論をしていく必要があると思っています。

次回の委員会ではこの意見照会の結果というものを皆さんと共有させていただいて、委員会指示の継続について、継続の期間なり、継続の内容についてですとか、委員の皆さんにおかれてもどういう形に今後持っていくべきか等を協議できればいいなというふうに思っています。

以上です。

此下会長：ただいま事務局から説明がありました、御意見、御質問ありますでしょうか。

(「特になし」の声あり)

ありがとうございます。特に、御質問、御意見がないということですので、次のほうへ行きます。

次回の委員会で指示の継続について協議しますので、またよろしく願いいたします。

#### ・令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会 研修会について

此下会長：続いて、2つ目の報告事項である令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会の研修会が先日ありました。事務局から説明お願いいたします。

事務局：資料3を御覧ください。

10月10日金曜日に開催された研修会で、委員会からは、此下会長と中川委員、そして私が出席いたしましたので、その内容を簡単にですが共有させていただきます。

議題としては、効果的なカワウ対策及びアユ放流手法ということで、水研の坪井主任研究員からと、内水面漁協の経営改善についてということで、同じく水研の中村研究員からお話がありました。

1つ目は、効果的なカワウ対策及びアユ放流手法です。カワウ対策はモニタリング、個体群管理、飛来防御対策という三位一体の組合せが重要になっています。モニタリングだと、餌場を対象に早朝の飛来数調査、もしくははねぐらを対象に夕方の個体数調査です。

ただ、モニタリングは積極的に実施されているかなと思います。しかし、個体群の管理という、繁殖コロニーを銃器で撃つのではなくて、核となるコロニーを1か所に集めて繁殖抑制で抑え込むこと、いわゆる散らばらないようにすることも重要です。一部散ってしまったコロニーについては、早期発見、早期除去を徹底して対応する。方法は具体的に資料に載っていますが、生分解性のビニールテープを使うとかそういったことがあります。

繁殖抑制にはドライアイスが特に効果的ということで、1巣辺り250グラム程度となっています。これは、多過ぎると卵が割れてしまって、逆に親が産み直してしまうということで、多過ぎないことがポイントだそうです。

4月というのが、繁殖抑制行う時期としてアユの放流シーズン前で組合員がより多く参加できるということと、3月に繁殖するより強い大型個体の抑制ができることから、ひな数が減少するとい報告がありました。

現在、千葉県に関東11都府県の営巣数の7割が集中しているということで、他県も協力して、12月と1月に千葉県の繁殖抑制を行うそうです。やっぱり隣接する県同士の協力というのが必要不可欠じゃないかなというふうに話しておりました。

飛来防御対策としては、ドローンだけじゃなくて、スピーカーをつけて動物や人間の声を聞かせたほうが良いといういわゆる聴覚的なものや、黒色のテグスを

使用して目立たないほうがいい。急にびっくりするということで視覚的なものと、直覚的なものでのアプローチが必要ということで、モニタリングに偏るのではなくて、バランスよく実施するのが一番効果的だというような話でした。

続いて、費用対効果の高いアユの放流種苗です。前提として、遊漁料収入と種苗放流コストのバランスからアユの放流はヤマメ放流ほどもうからないというふうによく言われています。ただ、第五種共同漁業権の増殖の義務は放流の義務ではないと認識を改める必要があること、早期小型放流と呼ばれる川で成長させる放流を進めること、濃く狭くメリハリをつけた放流で、河川全域で生息密度を高くする必要はなく、放流重量を減らしても、いわゆる魚を釣る漁場は生息密度を落とさないことが重要です。生息密度が高いところと低いところがある、そういったもので良いのではないかということです。

また、天然アユの遺伝子型が地域ごとに分かれているというのが分かっています。例えば、すぐ近くの神通川と九頭竜川でも遺伝子型の明確な区切りがあるので、様々な場所の種苗を買ってきて放流しても、結果として遺伝子型に反映されてないということは再生産に寄与できていないということであり、子孫の定着にはやっぱり天然アユを最大限に使用するというのが、もちろん天然アユなので費用対効果もいいし、そもそも意味もあるということで、地産地消を種苗も行うべきだという話がありました。

最後にその他です。遺伝子型が違うから釣れやすさも違うのかということで、北日本、南日本、中日本の順で釣れやすいそうです。遅く遡上して早く産卵する北日本のアユというのはどうしても寿命が短いので、語弊があるかもしれませんが、生き急いでいるところもあり、そういった結果からも面白いデータが取れたとのことでしたので、ぜひお時間あるときでも、後ろの資料を御覧ください。

質疑応答について、北海道からアユの放流をやめてもちゃんと再生産していると考えて良いかという質問に対し、放流に頼らなくても十分という答えがありました。増殖の義務であり、皆さん頭では分かっているけども放流をしてしまうところもあります。このように大胆に増殖の仕方を変えたところもあるということです。県によっては、様々な理由があって増殖量を満たせなかったこともあるというので、1年増殖量を満たせなかったから履行できてないというふうな判断をするのではなくて、臨機応変に増殖量も判断してほしいというような回答もありました。ただ、漁協から増殖が難しいと相談を受けるような場合にも、どれだけ増殖に経費をかけてしまっているかを理解することも必要という意見がありました。

2つ目、内水面漁協の経営改善です。日本は、遊漁や漁業に適した水面を漁協が管理するというので、世界的に見たらかなり少ない事例です。外国では行政が管理しているため、日本では漁協が管理の面で重役を担っています。

海面と違って内水面は、漁協職員がいない漁協も半数ぐらいあり、その場合は

組合長が事務を行うなど負担が大きいということと、1年のうちに約10組合ぐら  
いは解散しており、その理由が法定解散という組合員が20名以下になってしまう  
と、水協法に基づいて解散になるのですが、そうなる前にそもそも漁協活動が存  
続できなくなり解散ということで、かなり苦しい状況にまで来ているのだなとい  
うのが分かりました。

内水面の赤字漁協の割合は近年4割以上ということで、かつて2割程度と比べ  
かなり増えてきています。収入源の1位が保証金、2位が遊漁料、3位が賦課金  
という漁協が多いため、漁協の意思で収入を増やすことがすごく難しい経営状態  
にあります。対策は5つあります。組合員を増やす、遊漁者を増やす、資源量  
を増やす、職員を雇用する、目標増殖の基準の見直しでした。

組合員に関しては、内水面は、漁業や養殖をしなくても、増殖活動や外来魚駆  
除から組合員になることができるので、そこから入り口を増やすという方法もあ  
ります。また若手組合員の加入はもちろんです。在籍を促すという意味で、役  
員に登用し決定権を与える必要があります。また若手組合員というのが2番の遊  
漁者を増やすにもつながりますが、ニーズをすごく酌み取ってくれるからこそ、  
やっぱり決定権を与えないと、入ったけどいなくなってしまうという問題がある  
そうです。

また、遊漁料金は、現在でも女性や子供に優遇措置を設けていますが、子供は  
ある程度無料化にして、将来の組合員の確保につなげたほうが、長い目で見て経  
営的にプラスになるのではないかという意見もありました。

目標増殖量の見直しについては、収入に対して多過ぎる増殖はすべきではない  
ので、身の丈に合った増殖にすべきということ。

また、業務の効率化のためには、やっぱり職員がいないと回らないというこ  
とで、職員を雇うにはお金が必要ですので、複数漁協で1人の職員を雇用するこ  
とや、そのための漁協合併も視野に入れるべきだというようなお話がありましたが、  
その対策を実施し成功した事例はまだないということです。

最後に、これは委員会にちょっと関係しますが、職員を雇用するのにお金がか  
かるので、その分の目標増殖量を減らすとか、そういった工夫が必要ではという  
意見がありました。ここは今年目標増殖量ですぐに反映することは難しくても、  
漁協に聞き取りとかを行いながら、収入に対してどれだけの経費がかかっている  
のか、逆に無償でやっているのかとか、そういった実態を把握する必要はあると  
考えております。

また、そのほかの2つについては、一応先進事例として紹介されておりました  
ので、こういったことをしたいという漁協がいたら、柔軟に目標増殖量は変えて  
いく必要があるかなと思っています。

簡単ですが、10日の研修会の内容は以上です。

此下会長：ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見や御質問ありますでしょうか。特にならなければ、参加していただいた中川さん、何か御意見とかありますか。

中川委員：ちょっと気になったところが一つ。費用対効果の高いアユの放流手法という中で、3番目です。坪井先生のお話聞くと、アユは複数の系統に分かれているということで、能登半島を境に上は北日本、下のほう九州を含めて太平洋側、日本海側と。その中で、日本海側の北日本が一番成長もいいし、追いもいいという話の中で、日本海側のアユのほうが良いという考えに至ったわけですが、中部漁協でも、10年ほど前までは和歌山県産のF0を何の考えもなしに入れておったという中で、現在、足羽川漁協さんが相模産を入れていると。勝山さんも相模湾産のF0を入れておる。福井県産と言いながら足羽川さんの稲津堰堤で親を採捕して、それを飼育していると。そのずっと繰り返しをしている。僕もちょっと知りませんが、アユの母川回帰、サケ、マスに100としたらアユはどれぐらいですか。

事務局：パーセンテージまではちょっとお答えできなませんが、サケマスに比べると母川回帰性は低かったと思います。

中川委員：低い中でも、母川回帰という遺伝子を持っているという中で、ここ十数年、足羽川漁協さんの稲津堰堤で稚魚を取って、それを飼育して卵を取っている。そろそろ足羽川漁協さんに対して個人攻撃するわけではありませんが、もうそろそろそれはやめたほうが良いのではないかと、そういう指導も必要になってきたのかな。ほとんどもう、湖産は再生産に寄与しないということであまり影響はないと思いますが。福井県産の仔魚を取るという意味で、やっぱりちょっと放流種苗のほうも海産系に関しては考えざるを得ないかなという考えをもちましたね。

地産地消という言葉も出てきましたが、稚魚の取り方というのも、足羽川さんに対して指導すべきではと、講演を聞きながらちょっと思いましたね。

此下会長：ありがとうございます。

私もその場にいまして、全然違う感覚ですけれども…。費用対効果といいますか、採算の問題で。例えば100万円分を放流したと。天然遡上は別として、半分収入があるかないかという。それだと売上げが半分ぐらいになってしまうと。当然、尻すぼみをしなければいけないけど、それは組合としてはしたくないと。評判がいいとか悪いという話になります。そんな簡単に放流数量を減らして、育つところ、それからよく釣れるところ、釣り場のいいところを選んでやりなさいというのは、ちょっと疑問が残った答えになっております。これは、漁協としての立場の話ですけど。

あとは、どんな人がいても、なかなかカワウについては少なくすることは大変

な思いしているということが数年にわたって感じております。

そんなところですけど、ほかにも後ろのほうに質疑応答とかいろいろ書いてありますので、またお目通しいただくとありがたいと思います。

そのほか何かありますでしょうか。

田原委員：今回、放流とかいろんな話だったと思いますが、温暖化によるアユの産卵期の遅れが、九頭竜水系でもなかなかさざりでもまだ取れないというようなこともあると思います。実際、南川で調査をしていますが、今までは11月下旬に流下仔魚が出るということは四、五年前にはありませんでしたが、最近調査をしているとそれぐらいの時期でも出てくるので、特に天然遡上の河川でこれからちょっと産卵期の遅れとか、あとそれに合わせた禁漁期の改変とか修正とか、それこそ早く生んでも海のほうが温かいので…。そういう話題はなかったですか。

あと、九頭竜川のほうでも多分内水面センターが調査をやっていると思いますが、産卵期の遅れとか、もし情報あったらちょっと教えてほしいです。よろしくお願いします。

中川委員：早期遡上に対して、これが一番必要だという中で、この9月、10月、産卵できるようにという話は出ましたけれども、具体的な水温、気温の関係の話はちょっと出なかったですね。

田原委員：内水面も多分ずっと流下仔魚調査もやっているとと思いますが、何かその辺って、もし誰かその辺何か情報があったら。南川でずっと調査していますが、結構やっぱり遅れているというか、後半になっても、1月、年を越しても流下仔魚が出てくるような状態にはなっています。

事務局：10年～15年ぐらい前ですが、12月末まで降下仔魚の確認はしています。ただ、最近では12月にはもうしてなかったと思うので、最近の傾向は県のほうではデータを持ち合わせていないかなと思います。

田原委員：今まではそれで多分メインの産卵期は年内という形で、12月で切っていたと思いますが、多分かなり産卵期がずれてきている可能性もあるので、ぜひ1回、1月、年を越してからも少し調査してもらえると、何かその辺の情報も、九頭竜川水系では出てくるかなと思っています。以上です。

事務局：ありがとうございます。内水面センターとまた相談させていただきます。

田原委員：ぜひお願いします。

安達委員：関連するのかどうか分からないけど、たしか四、五年前、もっと前だったとかもかもしれませんが。いわゆるアユの産卵期による遡上割合を調べたときに、11月が一番多かったと。要するに早期採卵は帰ってこないということがあって、水温がやっぱり今、田原委員がおっしゃるように海面の水温と合致しない。

それプラス、ここ二、三年、福井県内も日本海側全部含めて、すごく遡上量が増えている。うちでも遡上量多いので、放流量を減らしたけれど、育たない。

もうあゆが小さい。過密になっているということ。

その原因が、今言ったように産卵期がずれているので生き残りがよくなった。ここ3年ぐらいの高温化の影響というのは、すごくそういうところに出てきているのかなという印象を持っています。

うれしいけど、戻ってくる量が多過ぎる。

田原委員：同じことを私も聞いています。

安達委員：だから、内水面のほうも少し調査をずらしてやったほうがいいのかもしいね。大変だけどね。

此下会長：ありがとうございました。いろんな御意見ありがとうございました。

以上で報告事項のほうは終わりますけれども、その他ありますでしょうか。

御意見等ないようでしたら、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和7年 月 日

福井県内水面漁場管理委員会

会 長

議事録署名員

委 員

委 員